

箕面市勤労者互助会規約

(目的)

第1条 この規約は、事業所に働くパートタイマーを含む従業員の福利厚生を増進を図るとともに、事業所における雇用の安定に寄与することを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 本会は、箕面市勤労者互助会（以下「互助会」という。）と称し、所在地を箕面市企画部商工労働課内に置く。

(事業)

第3条 互助会は、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 会員の共済に関する事業
- (2) 会員の福利厚生に関する事業
- (3) その他必要な事業

(会員)

第4条 互助会の会員となることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内の事業所で働く従業員
- (2) その他会長が適当と認める者

(加入方法)

第5条 互助会の加入方法は、次のとおりとする。

- (1) 市内の事業所に働く従業員の加入については、原則として事業所単位による加入とする。
- (2) その他会長が適当と認める者

(加入手続)

第6条 互助会に加入しようとする者は、会長に加入の申し込みをし、その承諾を得なければならない。

(会費)

第7条 互助会の会費は、会員1人につき月額500円とし、会長が定める期日までに納入しなければならない。ただし、事業所単位の加入については、事業主が会費の2分の1以上を負担するものとする。

2 既納の会費は返還しない。ただし、会長が承諾したものについてはこの限りでない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 第4条に規定する会員の資格を失ったとき。
- (2) 会費を3箇月以上滞納したとき。

(退会)

第9条 互助会を退会しようとする会員は、会長に申し出てその承諾を得なければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により除名させることができる。

- (1) 互助会の事業を妨げる行為をしたとき。
- (2) 共済事業その他について虚偽の申請をしたとき。
- (3) 互助会の規約及び規程等に違反し、又は互助会の信用、名誉を失わせるような行為をしたとき。

(役員)

第11条 互助会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-------|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 理事長 | 1人 |
| (3) 理事 | 11人以内 |
| (4) 監事 | 2人 |

(役員を選任)

第12条 会長は、箕面市担当副市長をもって充て、副市長が不在の場合は、市長が指名する者とする。

2 理事は、事業主、加入従業員、労働団体の代表者及び経営団体の代表者並びに市職員のうちから会長が委嘱する。

3 理事長は、理事の互選とする。

4 監事は、事業主及び加入従業員のうちから各1人を会長が委嘱する。

(役員職務)

第13条 会長は、互助会を代表する。

2 理事長は、会務を総理し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、互助会の業務を執行する。

4 監事は、互助会の会計を監査する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても、その後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(機関)

第15条 互助会の適正な運営を図るため、理事会を置く。

(理事会)

第16条 理事会は、理事長、理事をもって構成し、必要に応じて監事も出席して意見を述べることができる。

2 理事会は、理事長が召集し、理事長がその議長となる。

3 理事会は、構成員の過半数の出席(委任状の提出があるときは出席とみなす。)により成立し、議事は、出席

者の過半数により決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の決議事項)

第17条 理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約の制定又は改廃に関すること。
- (2) 事業計画の決定又は事業報告の承認に関すること。
- (3) 予算の決定又は決算の承認に関すること。
- (4) 第10条に規定する除名の決議に関すること。
- (5) その他事業の推進に係る重要な事項に関すること。

2 前項の規定による事項を決議したときは、会長に報告しなければならない。

(経費)

第18条 互助会の事業運営に必要な経費は、会費、市補助金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第19条 互助会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第20条 互助会の事務を処理するため、箕面市企画部商工労働課内に事務局を置き、会長が事務局長のほか必要な職員を置くものとする。

(委任)

第21条 この規約の施行に必要な事項は、理事長が理事会に諮り定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年10月7日から施行し、10月1日から適用する。
- 2 互助会の設立当初の役員は、この規約の定めにかかわらず、設立準備会の定めるところによることとし、その任期は、昭和63年3月31日までとする。
- 3 互助会の設立初年度の事業計画及び予算は、この規約の定めにかかわらず、設立準備会の定めるところによる。
- 4 互助会の設立当初の事業年度は、この規約の定めにかかわらず、昭和61年10月1日から昭和62年3月31日までとする。

附 則
この規約は、平成3年5月24日から施行する。

附 則
この規約は、平成4年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成17年6月16日から施行する。

附 則
この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成22年6月30日から施行する。

附 則
この規約は、平成24年7月2日から施行する。

附 則
この規約は、平成28年3月28日から施行する。

附 則
この規約は、令和8年4月1日から施行する。